

心臓移植希望者（レシピエント）選択基準 一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">心臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 適合条件 （1）～（6）（略）</p> <p>2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、<u>第一に（1）が優先され、それ以降の優先順位は、（2）から（5）までを勘案して決定する（3. の具体的選択方法を参照）。</u></p> <p>（1）親族（略）</p> <p>（2）<u>治療等の状況による優先度</u> 定義：（略） Status 1、Status 2 の順に優先する。 また、（以下略）。</p> <p>（3）年齢 臓器提供者（ドナー）の年齢及び移植希望者（レシピエント）の<u>（公社）</u>日本臓器移植ネットワークに移植希望者（レシピエ</p>	<p style="text-align: center;">心臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 適合条件 （1）～（6）（略）</p> <p>2. 優先順位 適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、<u>以下の順に勘案して決定する。</u></p> <p>（1）親族（略）</p> <p>（2）<u>医学的緊急度</u> 定義：（略） Status 1、Status 2 の順に優先する<u>（3. の具体的選択方法を参照）。</u> また、（以下略）。</p> <p>（3）年齢 臓器提供者（ドナー）の年齢及び移植希望者（レシピエント）の<u>（社）</u>日本臓器移植ネットワークに移植希望者（レシピエント）</p>

ント)の登録を行った時点における年齢に応じ、3.の具体的  
 選択方法に示す区分に従い優先順位を定める。

(4) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) する者を適合  
 (compatible) する者より優先する。

(5) 待機期間 (略)

3. 具体的選択方法

(1) 臓器提供者 (ドナー) が18歳以上の場合

順位*	治療等の状況 による優先度	年齢	ABO式血液型
1	Status 1	60歳未満	一致
2			適合
3		60歳以上	一致
4			適合
5	Status 2	60歳未満	一致
6			適合
7		60歳以上	一致
8			適合

\* 同順位内に複数名の移植希望者 (レシピエント) が存  
 在する場合には待機期間の長い者を優先する。

の登録を行った時点における年齢に応じ、3.の具体的選択方法  
 に示す区分に従い優先順位を定める。(3.の具体的選択方法を  
 参照)。

(4) ABO式血液型

ABO式血液型の一致 (identical) する者を適合 (compatible)  
 する者より優先する(3.の具体的選択方法を参照)。

(5) 待機期間 (略)

3. 具体的選択方法

(1) 臓器提供者 (ドナー) が18歳以上の場合

順位*	医学的緊急度	年齢	ABO式血液型
1	Status 1	60歳未満	一致
2			適合
3		60歳以上	一致
4			適合
5	Status 2	60歳未満	一致
6			適合
7		60歳以上	一致
8			適合

\* 同順位内に複数名の移植希望者 (レシピエント) が存  
 在する場合には待機期間の長い者を優先する。

(2) 臓器提供者（ドナー）が18歳未満の場合

順位*	治療等の状況による優先度	年齢	A B O式血液型
1	Status 1	18歳未満	一致
2			適合
3	<u>Status 2</u>		<u>一致</u>
4			<u>適合</u>
5	Status 1	<u>18歳以上</u>	<u>一致</u>
6		<u>60歳未満</u>	<u>適合</u>
7		<u>60歳以上</u>	<u>一致</u>
8			<u>適合</u>
9	Status 2	<u>18歳以上</u>	<u>一致</u>
10		<u>60歳未満</u>	<u>適合</u>
11		<u>60歳以上</u>	<u>一致</u>
12			<u>適合</u>

\* 同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

4. その他

将来、Status 1の移植希望者（レシピエント）が増加すると、O型の臓器提供者（ドナー）からの臓器が順位2の移植希望者（レシピエント）に配分され、Status 2の移植希望者（レシピエント）に配分されない事態が生じることが予想される。このことを含め、今後、新たな医学的知見などを踏まえ、優先順位の評価や

(2) 臓器提供者（ドナー）が18歳未満の場合

順位*	医学的緊急度	年齢	A B O式血液型
1	Status 1	18歳未満	一致
2			適合
3		18歳以上	一致
4			適合
5	Status 2	18歳未満	一致
6			適合
7		18歳以上	一致
8			適合

\* 同順位内に複数名の移植希望者（レシピエント）が存在する場合には待機期間の長い者を優先する。

4. その他

将来、Status 1の移植希望者（レシピエント）が増加すると、O型の臓器提供者（ドナー）からの臓器が順位2の移植希望者（レシピエント）に配分され、Status 2の移植希望者（レシピエント）に配分されない事態が生じることが予想される。このことを含め、今後、新たな医学的知見などを踏まえ、緊急度の定義やブロック制

<p>ブロック制の導入などについて、適宜選択基準の見直しをすることとする。</p> <p><u>また、Status 2の18歳未満の移植希望者（レシピエント）に対する心臓移植の優先順位については、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。</u></p>	<p>の導入などについて、適宜選択基準の見直しをすることとする。</p> <p><u>また、60歳以上の移植希望者（レシピエント）に対する心臓移植については、改正選択基準の施行から2年を経過した時点又は国内における心臓移植の実績が200例に達した時点のいずれか早い時点を目途として、その臨床成績などを踏まえ、再度見直しを行うこととする。</u></p>
--	--

腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準 改正案 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 前提条件</p> <p>(1) ABO式血液型            ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。</p> <p>(2) リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陰性</p> <p><u>(3) 1年以内に移植希望者（レシピエント）の登録情報が更新されていることを必要条件とする。</u></p> <p><u>(4) C型肝炎ウイルス（HCV）抗体</u>  <u>C型肝炎抗体陽性の臓器提供者（ドナー）から提供された腎臓は、C型肝炎抗体陽性の移植希望者（レシピエント）のみを対象とし、リスクについて十分に説明し承諾を得られた場合にのみ移植可能とする。</u></p> <p>2. 優先順位</p> <p>(1) 搬送時間（阻血時間）  <u>移植希望者（レシピエント）の登録地域は移植希望施設の所在地（都道府県）とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 前提条件</p> <p>(1) ABO式血液型            ABO式血液型の一致 (identical) 及び適合 (compatible) の待機者を候補者とする。</p> <p>(2) リンパ球交叉試験（全リンパ球又はTリンパ球）陰性</p> <p><u>注を改正</u></p> <p><u>注を改正</u></p> <p>2. 優先順位</p> <p>(1) 搬送時間（阻血時間）</p>

地 域 (注)	点 数
同一都道府県内	1 2 点
同一ブロック内	6 点

(注) 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県とする。ただし、地域の実情を踏まえ、(公社)日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(2) HLAの適合度

DR座の適合 (ミスマッチ数)	A座及びB座の適合 (ミスマッチ数)	点 数	
0	0	1 4	
0	1	1 3	
0	2	1 2	
0	3	1 1	
0	4	1 0	
1	0	9	
1	1	8	
1	2	7	× 1. 1 5 点
1	3	6	
1	4	5	
2	0	4	
2	1	3	
2	2	2	

地 域	点 数
同一都道府県内 (注)	1 2 点
同一ブロック内	6 点

\*移植希望者の登録地域は移植希望施設の所在地 (都道府県) とする。

(2) HLAの適合度

DR座の適合 (ミスマッチ数)	A座及びB座の適合 (ミスマッチ数)	点 数	
0	0	1 4	
0	1	1 3	
0	2	1 2	
0	3	1 1	
0	4	1 0	
1	0	9	
1	1	8	
1	2	7	× 1. 1 5 点
1	3	6	
1	4	5	
2	0	4	
2	1	3	
2	2	2	

2	3	1
2	4	0

(3) 待機日数

待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = N/365 点

待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = 10 + log<sub>1.74</sub> (N / 365 - 9) 点

(4) 未成年者

16歳未満については14点を加算する。

16歳以上20歳未満については12点を加算する。

3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

(2) ABO式血液型が一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

(3) 臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合は、選択時20歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。

2	3	1
2	4	0

(3) 待機日数

待機日数 (N) ≤ 4014 日 : 待機日数ポイント = N/365 点

待機日数 (N) > 4014 日 : 待機日数ポイント = 10 + log<sub>1.74</sub> (N / 365 - 9) 点

(4) 未成年者

16歳未満については14点を加算する。

16歳以上20歳未満については12点を加算する。

3. 具体的選択法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第6条の2の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

(2) ABO式血液型が一致 (identical) する者を適合 (compatible) する者より優先する。

新設

(4) 2. の (1) ~ (4) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。

#### 4. その他

(1) 2腎同時移植は、以下の場合に行うことを可能とする。

- ① 臓器提供者（ドナー）が6歳未満の場合
- ② ドナーが6歳以上であって、(公社)日本臓器移植ネットワークが選択基準に基づき選択した移植希望者（レシピエント）の担当医及びメディカルコンサルタントが、該臓器提供者（ドナー）の腎機能が一定程度以下、かつ、1腎ではその機能が不十分と判断するとき

(3) 2. の (1) ~ (4) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合には、臓器搬送に要する時間、医学的条件に配慮する。

(注1) 地域は、原則として、都道府県、ブロック内他都道府県とする。ただし、地域の実情を踏まえ、(社)日本臓器移植ネットワークにおいて複数の都道府県を統合したサブブロックを設置することも可能とする。

(注2) 1年以内に移植希望者（レシピエント）の登録情報が更新されていることを必要条件とする。

(注3) C型肝炎抗体陽性ドナーからの移植は、C型肝炎抗体陽性レシピエントのみを対象とするが、リスクについては十分に説明し承諾を得られた場合にのみ移植可能とする。

新設



<p><u>(2) 今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA 検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。</u></p> <p><u>(3) 臓器提供者（ドナー）が20歳未満の場合に選択時20歳未満の移植希望者（レシピエント）を優先する取扱いについては、改正選択基準の施行後の移植実績の評価等を踏まえて適宜見直しを行うこととする。</u></p>	<p><u>(注4) 新ルール実施後1年を目途に新ルールの状況について検討を行うとともに、今後新たな医学的知見を踏まえ、PRA検査の取扱い等について適宜検討を行い、必要があれば、基準の見直しを行うこととする。</u></p> <p>新設</p>
---	--

肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準 改正案 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 適合条件</p> <p>(1) ABO 式血液型            ABO 式血液型の一致（identical）及び適合（compatible）の待機者を候補者とする。  <u>ただし、選択時 2 歳（生後 24 か月）未満の場合には、不適合（incompatible）の待機者も候補とする。</u></p> <p>(2) 前感作抗体            当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>(3) HLA 型            当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>(4) 搬送時間（虚血許容時間）            臓器提供者（ドナー）の肝臓を摘出してから 12 時間以内に血流再開することが望ましい。</p>	<p style="text-align: center;">肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準</p> <p>1. 適合条件</p> <p>(1) ABO 式血液型            ABO 式血液型の一致（identical）及び適合（compatible）の待機者を候補者とする。  <u>ただし、選択時 2 歳（生後 24 ヶ月）未満の場合には医学的緊急性 10 点の場合に限り、不適合（incompatible）の待機者も候補とする。</u></p> <p>(2) 前感作抗体            当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>(3) HLA 型            当面、選択基準にしないが、必ず検査し、登録する。</p> <p>(4) 搬送時間（虚血許容時間）            臓器提供者（ドナー）の肝臓を摘出してから 12 時間以内に血流再開することが望ましい。</p>

2. 優先順位

(1) 臓器提供者（ドナー）の年齢が18歳未満の場合には、選択時に18歳未満の移植希望者（レシピエント）を優先する。

(2) ABO式血液型

ABO式血液型が一致(identical)する者を適合(compatible)する者より優先する。

ただし、選択時に2歳（生後24か月）未満の場合には、血液型が一致（identical）する者として扱う。

(3) 医学的緊急性（注）

Status I、Status IIの順に優先する。

Statusの定義：

Status I；緊急に肝移植を施行しないと短期間に死亡が予測される病態や疾患群を対象とし、予測余命1か月以内の疾患・病態群とする。

Status II；I群以外の全症例はMELDスコア\*の高い順に優先順位を設定する。このMELDスコアは、定期的及び病態が変化した際に登録を更新する。

\*MELDスコア=9.57ln(血清クレアチン値mg/dl)+3.78ln(血清ビリルビン値mg/dl)+11.20 ln(PT-INR(血液凝固能))+6.43

(注) 先天性肝・胆道疾患及び先天性代謝異常症については、

2. 優先順位

新設

新設

(1) 医学的緊急性

予測余命が1ヶ月以内	10点
予測余命が1ヶ月～3ヶ月以内	8点
予測余命が3ヶ月～6ヶ月以内	6点
予測余命が6ヶ月～1年以内	3点
予測余命が1年を超えるもの	1点

ただし、先天性肝・胆道疾患及び先天性代謝異常症については、肝臓移植が治療的意義を持つ時期、患者の日常生活に障害が発生している状態及び成長障害がある状態を考慮の上、上表に規定する点数のいずれかを用いることがある。

肝臓移植が治療的意義を持つ時期、患者の日常生活に障害が発生している状態及び成長障害がある状態を考慮の上、MELD スコアに換算して評価する。

削除

削除

### 3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第 6 条の 2 の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

ただし、HLA の適合度を必ず確認し、臓器提供者（ドナー）の HLA-A、HLA-B、HLA-DR のすべてにホモ接合体が存在し、移

### (2) ABO 式血液型

ABO 式血液型が一致	1.5 点
ABO 式血液型が適合	1.0 点

ただし、選択時に 2 歳（生後 24 ヶ月）未満かつ医学的緊急性 10 点の待機者は、血液型を問わず、1.5 点を加点する。

(3) 臓器提供者（ドナー）が 18 歳未満の場合には、選択時に 18 歳未満の移植希望者（レシピエント）に限り、1 点を加点する。

### 3. 具体的選択方法

適合条件に合致する移植希望者（レシピエント）が複数存在する場合には、優先順位は、以下の順に勘案して決定する。

(1) 臓器の移植に関する法律第 6 条の 2 の規定に基づき、親族に対し臓器を優先的に提供する意思が表示されていた場合には、当該親族を優先する。

ただし、HLA の適合度を必ず確認し、臓器提供者（ドナー）の HLA-A、HLA-B、HLA-DR のすべてにホモ接合体が存在し、移

植希望者（レシピエント）が臓器提供者（ドナー）のハプロタイプを共有するヘテロ接合体である場合には、移植片対宿主病（GVHD）の危険性が高いため、除く。

(2) 2. に掲げる順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合は、待機時間の長い者を優先する。

(3) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があったときには、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。また、選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者の場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓、膵臓及び腎臓の提供があったときには、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた移植希望者（レシピエント）が膵腎同時移植の待機者である場合であっても、当該肝腎同時移植の待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。

なお、選ばれた肝腎同時移植者の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときや膵腎同時移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該腎臓移植希望者（レシピエント）や膵腎同時移植希望者（レシピエント）が優先される。

植希望者（レシピエント）が臓器提供者（ドナー）のハプロタイプを共有するヘテロ接合体である場合には、移植片対宿主病（GVHD）の危険性が高いため、除く。

(2) 2. の (1)、(2) 及び (3) の合計点数が高い順とする。ただし、これらの条件が同一の移植希望者（レシピエント）が複数存在した場合は、待機時間の長い者を優先する。

(3) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び腎臓の提供があったときには、当該待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。また、選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝腎同時移植の待機者の場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓、膵臓及び腎臓の提供があったときには、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた移植希望者（レシピエント）が膵腎同時移植の待機者である場合であっても、当該肝腎同時移植の待機者に優先的に肝臓及び腎臓を同時に配分する。

なお、選ばれた肝腎同時移植者の待機者が優先すべき親族でない場合であって、腎臓移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときや膵腎同時移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときは、当該腎臓移植希望者（レシピエント）や膵腎同時移植希望者（レシピエント）が優先される。

(4) (3) により、肝腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。

(5) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝小腸同時移植の希望者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び小腸の提供があった場合には該当待機者に優先的に肝臓及び小腸を同時に配分する。なお、選ばれた肝小腸同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、小腸移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときには、当該小腸移植希望者（レシピエント）が優先される。

(6) (5) により、肝小腸同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、小腸移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた小腸移植希望者（レシピエント）に小腸を配分する。

#### 4. その他

##### (1) 待機 inactive 制度

肝臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当

(4) (3) により、肝腎同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた腎臓移植希望者（レシピエント）に腎臓を配分する。

(5) (1) 又は (2) で選ばれた移植希望者（レシピエント）が肝小腸同時移植の希望者である場合であって、かつ、臓器提供者（ドナー）から肝臓及び小腸の提供があった場合には該当待機者に優先的に肝臓及び小腸を同時に配分する。なお、選ばれた肝小腸同時移植の待機者が優先すべき親族でない場合であって、小腸移植希望者（レシピエント）が優先すべき親族であるときには、当該小腸移植希望者（レシピエント）が優先される。

(6) (5) により、肝小腸同時移植希望者（レシピエント）が選定されたものの、肝臓が移植に適さないことが判明した場合には、小腸移植希望者（レシピエント）選択基準で選ばれた小腸移植希望者（レシピエント）に小腸を配分する。

#### 4. その他

##### (1) 待機 inactive 制度

肝臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当

面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、「肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、肝臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。

### (2) 分割肝移植について

分割肝移植に関しては、平成 11 年 7 月 22 日 厚生省保険医療局長通知健医発第 1043 号「脳死した者の身体からの分割肝移植の実施について」を参照すること。

### (3) 検討

基準全般については、今後新たな医学的知見、移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。

また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてブロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。

面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、「肝臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、肝臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。

### (新設)

### (2) 検討

ABO 式血液型の取扱いや優先順位の点数付け等、当基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価を踏まえ、適宜見直すこととする。

また、将来ネットワークが整備され、組織的にも機能的にも十分機能した場合は、改めてブロックを考慮した優先順位を検討することが必要である。